三十三・三十四　（略）

三十五　介護給付費等単位数表の第13の11の注及び第14の11の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ　（略）

（削る）

ロ　（略）

三十六～三十九　（略）

四十　介護給付費等単位数表第15の6の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

四十一・四十二　（略）

○厚生労働省告示第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五十条第一項第四号の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
イ　（略）	イ　（略）
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　自立訓練（生活訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）、自立生活援助又は共同生活援助　(一)及び(二)の要件を満たす者であること。	(2)　自立訓練（生活訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）、共同生活援助　(一)及び(二)の要件を満たす者であること。
(一)・(二)　（略）	(一)・(二)　（略）
(3)　（略）	(3)　（略）
(4)　就労移行支援、就労継続支援Ａ型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。）、就労継続支援Ｂ型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。）又は就労定着支援　(一)及び(二)の要件を満たす者であること。	(4)　就労移行支援、就労継続支援Ａ型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。）又は就労継続支援Ｂ型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。）　(一)及び(二)の要件を満たす者であること。
(一)・(二)　（略）	(一)・(二)　（略）
(5)　（略）	(5)　（略）
ロ　指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成三十年四月一日以降の場合には、平成三十一年三月三十一日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。	ロ　指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十九年四月一日以降の場合には、平成三十年三月三十一日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

三十三・三十四　（略）

三十五　介護給付費等単位数表の第13の11の注及び第14の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ　就労支援単位ごとに実施すること。

ロ　施設外就労加算の算定対象となる利用者の数の合計数が、利用定員の百分の七十以下であること。

ハ　（略）

三十六～三十九　（略）

（新設）

四十・四十一　（略）